

第 3 2 回 定 例 総 会 議 事 錄

期 日

令和5年3月14日開会
令和5年3月14日閉会

米沢市農業委員会

令和5年3月14日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第32回定例総会をJA米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（19名）

1番	伊藤精司	委員	8番	高橋信夫	委員	15番	相田市三郎	委員
2番	小関善隆	委員	9番	佐久間英之	委員	16番	山王堂民榮	委員
3番	高橋祐弘	委員	10番	江口益美	委員	17番	古畠功一	委員
4番	我彦正福	委員	11番	宮崎雅文	委員	18番	樋渡由美	委員
5番	佐藤利夫	委員	12番	遠藤伊一	委員	19番	二宮啓一	委員
6番	田代昇一	委員	13番	鈴木晃子	委員			
7番	佐藤孝義	委員	14番	大野澤進	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農政課主任 鈴木琢朗

会議に出席した事務局職員（5名）

事務局長補佐兼農政振興主査	根津正孝
農地主査	宮原功
主査	瀧口圭史
主任	吉田潤
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- 報第 1 号 非農地証明の報告について
- 報第 2 号 下限面積（別段の面積）の廃止について
- 議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について
- 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 5 号 農用地利用集積計画について
- 議第 6 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について
- 議第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について
- 議第 8 号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について
- 議第 9 号 農用地の利用の最適化の推進に関する指針について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 皆様、おはようございます。これより第32回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を13番 鈴木晃子委員のご発声にてよろしくお願ひします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございました。

本日、宍戸局長ですが、議会出席のために欠席となります。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。年度末ということで大変忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

厳しかった冬も終わりということで、大分春めいてきたようあります。今日あたり東京の桜が咲くということで、開花宣言が出るという予報が出ているようあります。米沢はまだまだ桜は咲かないようですが、上杉神社あたりも大分春めいてきたようになっております。

この間ウェブで会議がありまして、私と局長と宮原農地主査、出席したわけでありますが、今度、中間管理事業のほう手数料取るということになりました、今まで本当に農業委員会が主体でマッチングとかいろいろしてやっているのに、支援センター、中間管理事業はあまり汗をかいていないのに手数料だけ取るということで、大変よろしくないような状況になってございます。

この間運営委員会でも言いましたが、今、議会開催中ということでございます。そして本会議のほう終了したわけでありますが、今予算委員会ということで、局長が出席しているということでございます。農業委員会に対しても質問がありまして、集積集約化どうなっているんだという質問があり、我答弁した次第でございます。議会のほうも市会議員のほうはこれで終わりだということで、次に頑張る人は一生懸命質問等なされておったようあります。

県会議員の選挙も31日告示ということで、その後、市会議員ということで山新等によりますと、県会議員は定員3名に対し3名だと言っておりますが、ちまたのうわさではもう一人出る、選挙になるといううわさもあるようございます。あと市会議員は、定員24名に対して29名ということで、大変激戦だということでございますので、地元、そして米沢のためになるいい人を選んでいただきたいと思います。

余談ですが、昔ですと農業委員で鍛えて、そして市会議員へ出るという人、我々の代だといったわけでありますので、どうか若い人、そういった

勢力を持っていただきたいと思います。

そういうことで、今日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。農業委員会の審議よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第32回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、10番 江口益美委員、11番 宮崎雅文委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございませんが、議事運営についてご提案いたします。

本日、新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、が議第8号として上程となります。議第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の中にこの就農者を申請人とする案件がございますので、議第1号の審議終了後、議第8号の審議を先にお願いし、その後、議第2号より順次審議をいただきますようご提案いたします。

議長

それでは、お諮りいたします。ただいまの事務局提案の議事運営について、ご異議等はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議等がないので、事務局の提案のとおり議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号37号から41号の計5件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 167.00m²、畑9筆 949.20m²、合計12筆 1,

116. 20 m²です。

受理番号37号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成11年です。申請理由は、平成11年に土地交換してから耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号38号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から公道への転用です。転用年月日は、昭和51年頃です。申請理由は、昭和51年頃より通路として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号39号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和36年頃です。申請理由は、昭和36年頃より建物敷地として利用される等非農地化しているためです。

受理番号40号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和61年頃です。申請理由は、昭和61年頃より建物敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号41号 申請人 ○○○○ 外1名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和61年頃です。申請理由は、昭和61年頃より住宅敷地として利用しており、非農地化しているためです。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 下限面積（別段の面積）の廃止について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

（挙手）

議長

宮原農地主査。

宮原主査

報第2号 下限面積（別段の面積）の廃止について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）が削除されたので、同条の規定に基づき、米沢市農業委員会が定めた下記の別段の面積について、令和5年3月31日をもって廃止するので報告いたします。

1 米沢市農業委員会が定める別段の面積

農地法施行規則第17条第2項の規定による別段の面積

農業委員会が定める別段の面積について市内全域を30アールとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合、設定区域を1筆ごと指定し、下限面積を10アール未満とする。

ア 農地等の位置、面積、形状等からみて、隣接する宅地等の敷地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等

イ 米沢市空き家・空き家バンクに登録された空き家に付随する農地等以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第2号 下限面積（別段の面積）の廃止について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号61号から64号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ12筆8, 652. 00m²です。

受理番号61号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、先にお諮りしたように、議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第8号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第4条の規定による営農計画書等の提出がありましたので、同基準第5条第1項の規定により認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は、米沢市大字〇〇にお住まいの△△△△さんです。年齢は35歳で、市内の非農家出身です。営農計画では、アスパラガスを栽培し、主にJAに出荷、販売をしていく計画となっております。研修としては、〇〇市のアスパラガス農家の手伝い等を行っており、就農後においても指導を受けていくとのことです。また、置賜総合支庁農業技術普及課で開催しておりますアスパラ栽培道場に現在参加しております、今後1年程度指導を受けていき、営農開始後は普及課を中心として市・JA等で組織する地域サポートチームの支援も受けていく予定です。農地については、地元の△△地区で借受けする予定となっております。

なお、先日の農事相談にて、属地の第1ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議 長

この件について、担当地域の委員から、営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

1 2 番 遠藤伊一委員。

1 2 番

1 2 番 遠藤です。

ご報告いたします。

過日、農事相談の折に新規就農の申請者△△△△さんと、第1ブロックの農業推進委員の方々と一緒に面談を行いました。△△△△さんは現在勤めておりますけれども、今後は会社を辞めまして、農業に専念したいという意志がありまして、この申請をしたということあります。親戚の畑や田んぼを手伝っているうちに、農業というものに対して興味が出ましたということが第一の希望だというような志を感じております。

それで、事務局よりも説明されましたけれども、アスパラガスを植えたいということです。アスパラガスを選定したのには、いろいろ研修会等あるわけですけれども、それにも参加をして、ますます農業に取り組みたいということです。営農計画書も見ながら頑張っていただきたいなということで、面談を終了したところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 それでは、本件について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、△△△△氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第8号の△△△△氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号47号から50号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田4筆 4, 561. 00m²、畑8筆 5, 005. 00m²、合計12筆 9, 566. 00m²です。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号47号から50号を上程いたします。

12番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 12番 遠藤伊一委員。

12番 遠藤です。ご報告いたします。

議第2号の47号についてですが、先ほど、新規就農者としてご承認いただいた△△△△さんが、○○○○さんから30アールの土地をお借りするという案件です。○○○○さんは、△△の○○さんが新規就農ということで皆さんに承認していただいた方も、○○○○さんの土地を借りておりますが、その南側に面した土地を△△さんがお借りしたいということで、○○○○があそこで4人の方が作付することになりまして、彼も勉強、研修もできるいいということで、そこを選定したということであります。

ここアスパラ4か所ということで、大変頑張っているなということありますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 48号。

16番 (山王堂民榮委員 挙手)

議長 16番 山王堂委員。

16番 山王堂です。議案第2号、受理番号48号について、会長の調査結果を報告いたします。

これは、農業委員会に前から売買のあっせんをされていた土地であります、このたびやっと売買が成立したということで、許可相当と判断したそうです。

以上、報告終わります。

議長 続いて、49、50号。

16番 (山王堂民榮委員 挙手)

議長 16番 山王堂委員。

16番 受理番号49、50号について、調査結果を報告いたします。

渡人○○さん、受人△△さん、これ両方50番と49番が逆になっていますが、交換という申請でございます。これは、○○さんが前に△△さんからうちの裏をお借りしていて、△△さんは遠くにいるので作りづらいから作ってくださいということでお願いされていた土地だそうです。また、△△さんの近くにある○○さんの土地を△△さんが作るということで、何ら問題ないということで許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号47号から50号について、意見並びに質問はありませんか。

なかなか団地になつても、今度は5年水張問題あるから、転作の放棄地にしないといふことも想定していかなきやいけない。その辺はどうですか。

1 2 番 そこまでは話はしなかつたわけですけれども、そういう方向で進むという国策ですので、メリットがあるようには指導はしたいなと思っています。これは我々の役目だなと思っていますので。また新規就農でやるという時点で、そういう情報も確かに提供してやらなかつたのかなということは考えておりましたけれども、取りあえず、頑張るという意思表明をそこで受けましたので、今後そういう相談があると思いますので、随時相談に乗つて、やっぱり頑張れる農政の体制を整えてやりたいなというふうに思つております。皆さんのご協力も必要かなと思うので、よろしくお願ひします。

議 長 せっかくそういう〇〇〇〇が現実あるということありますので、補助金等も利用しながら、そして水張の問題もクリアしながら頑張つていただきたいと思います。

そのほか、意見並びに質問はありますか。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 山王堂です。

今、畠地化の問題でちょっと出たので、その以前に〇〇〇〇になつてゐるところは畠地化の申請とか何かはなさつてゐるんでしょうか。

1 2 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 12番。

1 2 番 〇〇〇〇と名付けたのは私じやないんですけども、法人もつくつて〇〇〇〇ということじやなくて、ばらけるんだけれども、△△さんの牧場の畜舎を中心としてアスパラが作つてあるところがあるから、一応〇〇ということにしたので〇〇ということは使っていませんので、そういうニュアンスで私は受け止めて発言をさせていただきました。ただ、ここも結構排水のいいところではないもので、一応側溝はちゃんと掘つて畠地化できる。だから将来に向ければ、そういう指導もしていかなければとは思つておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 この間、文化センターで特別研修会受けた折に、△△△△代議士から畠地化の要件で団地化も必要だという話あったわけで、畠地化するときには団地化するというような項目あって、それは国で確認するわけじやなくて農政課で確認するようになつてくるわけですが、その辺もありますので、まとめられるときはまとめて、そういうふうに付金をもらつたほうがいいのではないかなど。

1 5 番 (相田市三郎委員 挙手)

- 議長 15番。
- 15番 相田です。
- この案件と関係ありませんけれども、関連してちょっと事務局に聞きたいたりありますけれども、自作地交換と議案書に書かれていますけれども、相手方が離農したり両方が離農した場合はこれができないかできるか、関連しますので、聞いていただきたいと思います。
- 議長 49号、50号について自作地交換というような申請事由になっております。その辺の内容を事務局の宮原農地主査。
- 宮原主査 自作地相互の交換なので、これ農家の場合、農家の方の交換だと私は認識しております。片方が農家でなくなる場合は交換ということはできないのかなと考えております。例えば原野と畠となれば、一方の畠は3条で許可を出して、原野は原野での手続という形になりますので、そういった形で自作地相互の交換という形では出てこないと思っています。自作地相互の交換という場合は農家同士というふうに考えております。
- 15番 分かりました。
- 議長 そのほかありますか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号47号から50号について、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
- 受理番号5号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は田のみ1筆 650.80m²です。
- 受理番号5号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農業用施設の建設です。こちらは農振農用地です。
- 以上、ご審議よろしくお願いします。
- 議長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号5号を上程いたします。

6 番 (田代昇一委員 挙手)
議 長 6 番 田代委員。
6 番 6 番 田代です。

受理番号 5 番についてご説明申し上げます。申請等の内容は議案書記載のとおりでございます。別添で地図がございますので見ていただきたいと思います。申請地図の右上に、斜めになっていますが「米沢△△△△」と書いてございまして、この場所は○○○○から西にずっと行きますと△△川という川に当たりますが、そのずっと手前、通られた方は分かると思いますけれども、そのところがこの△△△△となります。申請地につきましては、△△△△から南に来た申請地No.5 というところでございます。

申請をされました○○○○さん及び息子さんと現地等の確認、いろいろことで説明をお伺いに行きました。3月3日の8時半からということでございまして、現地はこことこことここ、こんな感じだよということを口頭で説明受けまして、まだまだ積雪がありましたので、ここかなと。私よく通るところでありますので十分に承知はしておりました。今回、農業委員会に指示の資料を出し許可を頂いた後に、スケジュールに沿って行動を開始したいということで、十分にこの趣旨はご理解いただき、事前着工等もございませんでした。

だた、本人として言われたのは、この書面を出して、私申請人と同級生でありますので、田代さん来るの遅かったなと一言言われたんです。何でと聞きましたら、これ1月の中頃に出したんだけれども2月の末まで1か月、今日もたっているので遅いもんだなと、ちょっと苦言等みたいなことを言われまして、私よく分からなかつたので詳細を本人から聞きましたら、農政課には1月の中頃出して、農業委員会に即回るものかなと私は思っていたけれども、なかなか回らないものでまた聞きに行ったら書類が回っていなかつたと。いやいや、ちょっと予定が狂ったななんてことも言われましたので、農業委員会事務局の方も難儀だと思いますが、もしこういうことが来たら早めに書類審査をして次の事務手続に回してくださいということも、これを機に添えていただければ幸いかなと思っておったところです。ちょっと説明長くなりましたが、事前着工もございませんでしたので、皆さんのお審議等をいただき許可を頂ければ幸いだなと思っております。

以上、報告を終わります。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 5 号について、意見並びに質問はありますか。

その辺ちょっと事務局で、何で1か月もかかったんだということでありますので、説明お願いします。瀧口主査。

瀧口主査

こちらの農地法4条の申請の場所につきましては、農振農用地ということで農振関係の手続を踏まないと転用許可申請ができないという土地になっております。以前、○○さんが相談にお越しいただいた際に、まずはこちらの農振の用途変更をしてくださいという形でお話ししました。その用途変更の決定が出次第、農地転用の申請ができますというような話をしておりましたけれども、説明をもうちょっと詳しくしなきゃいけなかつたかなと反省するところはありましたが、1月に用途変更の要望書を提出していただきまして、2月28日付で用途変更の決定が出ましたので、2月28日同日付で4条の許可申請を出していただいたというような形となっております。

以上でございます。

議長

田代委員、その用途変更があったから時間かかったということありますから。

6番

私個人的には何も差し支えはないんですけども、ただ、申請された方が十分に流れを分かって申請する方、行けば教えてくださるでしょうと、お仕事で皆さんやっておられますので、それぞれそのときに日程的にこういうもんだなということを一言添えていただければ、穏やかな心でいられたという雰囲気でございました。

議長

今、事務局からの説明があったように、もうちょっと説明してもらえば、長くかかったなんて言われないで済むんじやなかつたかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今の件について皆さんからありますか。

全委員

なし。

議長

ないので、受理番号5号について、許可することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号51号から52号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田のみ2筆 234.00m²です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは2種農地です。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び通路の造成のためです。こちらは2種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号51号から52号を上程いたします。

3番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 3番 高橋委員。

3番 3番 高橋です。

議第4号、受理番号51番、52番についての調査結果をご報告いたします。51番、52番とも申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。51番については申請地に一般住宅を建設すると、52番については申請地に駐車場及び通路の造成ということになっております。申請地図をご覧になってください。ここは、大字△△になっております。JR○○駅から約500メートルぐらい東に行ったところの住宅地内です。3月5日に渡人の○○○○さん、あと52番の受人の△△△△さんとお会いしてお話を聞いてきました。申請地52番、51番の上に△△とありますが、ここは△△△△さんの自宅でございます。そしてその左側に小さく○○とありますが、ここは△△さんの貸家でございます。そして併用地がその貸家に通じる通路と駐車場になっていたところでございます。その上のもう1軒○○とありますが、それが渡人の○○○○さんの住宅でございます。○○○○さんの息子さんの△△△△さん、結婚して今同居しているわけでございますが、住宅も手狭になったということで、実家近くに家を求めたいということで今回の申請になりました。

そして52番、△△△△さん。この併用地を利用できなくなつたため、今度は○○○○さんからその農地と交換して、そこに新しく通路と駐車場を造成するという計画になつております。事前着工等もありませんので、許可相当だと思いますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、ただいまの受理番号51号から52号について、意見並びに質問はございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、51号から52号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

11番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 11番。

11番 私に関する案件がございますので、一時退席させていただきます。

(宮崎雅文委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 686.00m²、合計も同様です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(宮崎雅文委員 入室)

議長 それでは、受理番号2号を除く受理番号1号から14号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号を除く1号から14号の計13件です。内訳は、売買による所有権移転が1件、新規の貸借権の設定が4件、貸借権の再設定が8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田51筆 86, 170.00m²、畑2筆 664.00m²、合計53筆 86, 834.00m²です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長
全委員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
なし。

議長 ないので、受理番号2号を除く受理番号1号から14号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、受理番号2号を除く受理番号1号から14号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第6号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は本日提出者であります米沢市農政課職員の出席がありますので、担当職員がご説明をいたします。

鈴木主任 (挙手)

議長 米沢市農政課鈴木主任。

鈴木主任 いつもお世話になっております。農政課の鈴木と申します。

私から米沢農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。

今回の変更は、農用地区域からの除外による計画の変更1件となります。

それでは、議第6号、議案書No.9をご覧ください。

図面番号1について、要望者は有限会社○○○○様になります。変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は、△△△△の駐車場及び雪捨て場の設置となります。要望者は、一、二年ほど前から駐車場が手狭と感じており、駐車場の拡大を考えておりましたが、隣接地の所有者と話をしましたところ、当該要望地の所有者から土地売買及び利用計画について同意が得られましたので、当該要望地の除外申請に至っております。雪捨て場につきましては、今回確保する駐車場の除雪時に必要となることから、併せて申請されております。なお、当該地につきましては都市計画区域内、無指定となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

私からは以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、図面番号No.1を上程いたします。

3番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 3番 高橋委員。

3番 高橋です。

議第6号 農振整備計画の変更についての調査結果をご説明申し上げます。

3月5日に現地を確認してきました。○○さんの南側のところということで、雪もまだ3月5日なもので30センチぐらいありましたが、この事業計画変更によって地域農業、周りちょっと畑、家庭菜園等ありますが、周辺農地への影響はないと私なりに判定しました。現地を確認して事前着工もないということで、特に問題はないと思われます。

以上です。

議長 ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、図面番号No.1について、意見なしとすることに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、図面番号No.1について、意見がなかった旨を米沢市長に回答をすることに決定いたしました。

次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用配分計画（案）を作成するため、米沢市長から意見の求めがありましたので、委員会に付議します。

なお、今回の農用地利用配分計画（案）ですが、既に△△△△が借り受けている農地57筆分、合計74,594.76m²の転貸先を変更しようとする計画となります。

以上、よろしくお願いします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第7号について、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

次に、議第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長

宮原農地主査。

宮原主査

議第9号 米沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。議案書のとおり修正したいので、委員会に付議いたします。

こちらは令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるために文言等の修正を行うものとなります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、は議案書のとおり決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は、11番 宮崎雅文委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

11番 宮崎です。

農政振興に関する意見ということで、すみません、やや農政振興また農業委員会活動からは外れてしまうかもしれないんですが、あくまで意見ということで発表させていただきます。

すみません、事前にお配りしました資料で、一体ESGとは何なのか、裏面、環境や社会へのインパクトを考慮するエシカル消費とは何なのかという、あくまで参考資料なんですが、コピーさせていただきました。最近、米沢市でもSDGsのまちをつくるなんていうことでありますけれども、ESGという言葉は皆さん何となく聞いたことあるかもしれないんですけども、SDGsとは少し違うものになります。近いことではあるんですけども、これは私個人的には面白いなと思って考えております。ESGということで、英語で言うとEnvironment Social Governanceということでありますけれども、右の項目で日本語で言いますと、企業は環境・社会・ガバナンスを遵守していくことがこれから重要ではないかという考え方でございます。よく農家は「一国主の社長だ」なんていう言葉がありますので、社長であるならば、農家もやはりこれからは環境・社会・ガバナンスを遵守していくかなくてはいけないのかなと思ったところでございます。

私が言いたいのは裏面の、その中の考え方でエシカル消費という言葉は皆

さん聞いたことはありますでしょうか。簡単に説明を読みます。私たちが買う全ての商品・サービスは誰かがどこかでつくったもので、私たち農業者は、もちろん農作物を作つて販売しているんですけども、それを消費者に提供しているということでございますけれども、消費者は、案外その買う商品が裏側でどのような背景にあって作られているのかということが案外分からぬのかなというのが、最近私が感じるところであります。右側にいろいろ書いてありますけれども、その中で環境・社会・生物多様性・地域・労働者・インパクトとそれぞれ書いてありますけれども、その中で特に、やはり山形県は全国有数の農業大国でありますので、一時期地産地消なんて話題になりまして、地元で作った農産物を地元で消費するということが非常にいいなということで、例えば片や九州で作ったキュウリと山形県で作られたキュウリが並んでいるとすれば、ぜひここに住む者としては山形県のキュウリを消費者としては選んでいただきたいんですけども、例えば九州から来たキュウリが90円で売っていたと、山形県のキュウリが120円で1本売っているというと、消費者はどうしても、もしかすると90円のキュウリを買ってしまうかもしれないというんですけれども、そこにもしかするとですけれども、エシカルポイントカードなんていうのがもしあれば、片や九州からガソリンばんばん使って運ばれたキュウリが安いと。片や山形県で作ったキュウリが若干高いんだけれども、エシカルポイントがつくのであれば山形県の商品を選んでもらえるかもしれないということで、要するに地産地消を意識している消費者の方に関して何か、今言ったものは例えばなんですかとも、ポイントカードなんていうのがあればちょっと面白いのではないかなんて思っていますし、また我々農業者、企業、農家、認定農業者というふうになっていますけれども、その中で例えば、あまりこういうのはよくないかもしないんですけども、エシカルポイントなんていうのを認定農業者の方と農業法人が、ちょっとこれはどういう仕組みにすればいいのか、米沢市全体としてまた検討して考えていかなければいけないのかもしれないですけれども、認定農業者のエシカルポイントの開示なんていうのもあれば、例えば取引する企業とか会社、または農業者の方、その人はエシカルポイントは何ポイントくらいなんだろうなんて経営の指標にあれば、ちょっと世の中が変わってくるんじゃないかななんて思っております。これからはちょっと、これをどうしようということではないんですけども、そういう機会があれば、このエシカル消費推進委員会なんていうのもあれば、私もぜひ協力してそういう社会活動できればと思っております。

以上になります。

議 長

ただいま宮崎委員からエシカル消費、ESGというようなクールな発表が

ありましたが、皆さんから質問等ありませんか。18番 橋渡委員、何かありますか。

18番

消費者の立場としてお話ししてもいいですか。エシカルは確かに大事なことだと思うんですけれども、やっぱり消費者はいいものを手に入れたいというのが一番だと、より安く、いいものを。なので、例えば九州産のキュウリ90円と120円の米沢産のキュウリと言われたときに、ただエシカルだから米沢産を選ぶというんじゃなくて、実際に食べてみたときに、きっと米沢産のほうが収穫してから売られるまでに時間が短かったりとか、おいしいと思うんですが、そういうエシカルプラスその商品のよさとか、そういうものを加えて農産品を売っていくのが成功の秘訣ではないかと、エシカルという言葉に甘えたり便乗したりするのではなくて、エシカルという言葉を上手に使って農業をやっていくのがいいのではないかなと思います。

議長

ありがとうございました。そのほかございますか。

一般の企業では年々、何とか企業とかといってそういうふうにやっていく会社等もあるわけでありますから、農業もそういったことに特化してやっていくということも、生き残りをかけて差別化商品というのでやっていくのもいいんじゃないかなと思うところであります。

そのほか質問なかったら、いいですか。江口委員、何かありますか。

10番

江口です。

今橋渡さんが言われたとおり、私もヨークベニマルとか愛菜館とか自分で値段をつけながら消費者に喜ばれると申しますか、そういった作物、新鮮で、しかも今朝採りしたやつ、夕方採ったやつを消費者に提供できる品物を供給しているという状況の中で、私の年代になると横文字大変疎うございまして、自分なりのことを申せば、そういったところで安全安心なものを販売をやっているという状況ですので、この取組、エシカルのポイント、そういったところというのは本当に若い人の発想かなと思いますし、そんなふうにやれる世の中が来るのかなというふうにも思いますけれども、私の現状としては、そういったものに取り組みながら農業を頑張っていきたいというふうに思っております。私の意見としてはそういうことしか言えませんので。

議長

ありがとうございます。

それでは、11番 宮崎さん、ありがとうございます。

皆さんから質問等もあとはないようありますので。（「ちょっとといいでですか」の声あり）5番。

5番

別件で。質問というよりもちょっとお聞きしたかったんですけども、先ほど会長が挨拶の中で、機構を通した場合は手数料として0.75%かかるということで、よくよく考えてみると、当初何でこういう中間管理機構がで

きたんだということで、やっぱり集積・集約が目的としてできたにもかかわらず、今度はいよいよ行政のほうも大変だから手数料取りますよと。やっぱり今のＳＤＧｓというか持続可能な農業というか、次世代につなげるような農業をするためにも、やっぱりそういった政策を持続的にしていただかなくては、俺ら農家も大変だなと思いますので、確かにもし実施するんであれば、その0.75%は貸手、受手も両方かかるものなのか、例えば賃料が10,000円であれば、その10,000円に対して別枠で手数料を払わなくちゃならないのか。あと新規に対しての0.75%なのか、今までもう既に契約しているものに対してもかかるものなのか、もし本当にかかるものであれば、やっぱり中間管理機構を通す人は誰もいなくなると。3条に戻ってしまうと。そうすると、集約も1回なったものは10年経過するとまた昔に戻ってしまうのかなと。農地が本当に荒廃していくというか、その一途をたどっていくんじゃないかなと思います。また、最初に新規就農者○○さんが非農家でありながらアスパラを作つて意欲を持ってきたにもかかわらず、5年以内に水張しなくちゃならないということで、それもやっぱりすごい阻害する要因だと思うんですよ。そういうものを、果たして本当に国は日本の農業を守つて考えているのかなという、そういうことを訴えていかなくちゃならないのかなというふうに思いますけれども。会長ご自身、いかがでしょうか。

議長
宮原主査

中間管理事業については、ちょっと事務局でもう1回。

手元に資料を持ってこなかったので正確ではないんですが、令和5年度は周知期間という感じで、令和6年とかその辺から0.75%、貸手と受手両方から徴収という形で、貸手には0.75%分を引いて小作料をお支払いという。受手からは0.75%を上乗せして口座引き落としという流れになつていていたようなお話。0.75%ですので100万円で7,500円です。いろいろ今まで手数料なしでやってきたんですけども、いろんな部分で機構の維持が困難になってきてるという部分もあるそうで、そういうことを理由に、手数料という形でやっていきたいと。0.75%の根拠については何かおっしゃっていたんですけども、何かいまいち言えないような部分もあるみたいな話でしたので、機構の運営のためにはそれぐらいの手数料もらわないと今後やっていけなくなるというような計算を、試算をしているようなお話がありました。細かいところはうろ覚えな部分もありますので、すみません。

議長

確かに中間管理事業最初、出し手にも15,000円とか20,000円とかというかなり補助があって、あと売手にも集積協力金とか言って出ておったので、どんどん集積は進んだわけだけれども、ここに来てそういうことがかなり下がったりほとんどないような状態にして、進まなくなっている

中であります。山形県が大体、米沢市は80%以上になっているということであります。山形とか東北は結構進んでいるんだけれども、西のほうに行くと50%以下とかそういう状況だったりしているわけあります。そして、さっきもお話ししたように現状では農業委員会があっせんしたりして、それを大体決まったやつを中間管理事業に上げてきたという経過があったので、さっきも言ったけれども、あんまり支援センター 자체が現場の職員いないということで、あんまり汗をかかないで手数料だけ取るというのは、あんまりよろしいことではないかなと私なりには思っているところであります。

あと、さっきの水張の問題については、本当にそんなことはしないほうが一番いいわけですが、結局農林省も財務省に勝てないというようなことがあって、財務省では交付金等を減らしたいという思いから、水田面積を単純に減らせば水田活用直接交付金は減っていくというような考え方で、そういう方向に進んでいるというふうに思われます。だけれども我々にとってはよろしいことではないと思います。（「会長、すみません、報告だけ」の声あり）どうぞ。

1 3 番

3月9日木曜日に、女性の農業委員会活動推進シンポジウムで東京に行かせていただいて、出席を樋渡委員と事務局の吉田さんと一緒にさせていただきました。講演が「地域計画の作成における女性の農業委員・推進委員に期待される役割」ということで、東京農業大学の○○教授のご講演がありまして、あとは事例報告として3名、新潟県柏崎市の△△委員が、10年後、20年後につなぐ自分たちの地域をみんなで守るという事例報告と、あと頼りにされる農業委員を目指してということで熊本県山都町の○○さんという方と、農地ナビを活用しようという農地利用最適化推進委員の若手の△△さんという女性、鳥取の最適化推進委員の方が発表なさいまして、3年ぶりだったんですけども、とても皆さん地元に根付いた活動をなさっていらっしゃって、とても女性の力がどんどん浸透しているなということで、私もとても勉強させていただきましたし、今後期待されている役割というのをひしひしと感じてまいりました。

なお、樋渡さんと吉田さんからも一言ずつ頂くことになっていますので、お願いします。

議 長

では、樋渡さん。

1 3 番

全容を晃子委員に報告していただきましたので、私が一番感じたことだけ感想を述べさせていただきます。事例発表の中で鳥取県の中立委員の方がやったことで、eMAFF農地ナビを活用しようということで、もともとIT企業関連に勤めていたので、その人が中心になって農業委員全員にeMAFF農地ナビというものの使い方を指導されたんだそうです。その場でスマホ

でもeMAFF農地ナビが見られるということで、ふだんの地図を見るのと同じくらいの感覚で家の周りの農地が出てきて、スマホでやった限りでは詳しい情報は出てこなかったんですけれども、ちゃんとやれば、その農地をクリックしただけで地目とか所有者とかいろんな情報が出てくるようなとて便利なものなので、ぜひこれが活用できれば地元の農地を知ることもできるし、これは女性の農業委員をというときに、女性の農業委員が勉強しやすくなるのではないかなと思って聞いてきました。

以上です。

議長

吉田主任

ご苦労さまでした。吉田さん、どうぞ。

私も、事務局の女性の会担当として同席させていただきました。リモートとは違い、やっぱり熱量を肌で感じて士気を高められたのかなと思って帰つてきました。私が感じたのは、まず女性の会ということで行ったわけですけれども、事例発表を聞いても別に女性じゃなくてもいいと思いました。これは男性が参加してももちろんいいと思いますし、まず活動自体を理解してそれを支えていく、応援していくという人たちの集まり、集合体であってほしいなと思いましたので、予算は来年度2名では取っているんですけども、財源は国からの交付金ですので、ぜひ行きたいという方いらっしゃれば、予算確保するのも事務局の務めだと思っていますので、ぜひとも一緒に参加して、それを米沢に持ち帰ってほしいなと思いました。

それぞれの目線の町単位の事例発表で、1年目の推進委員の方、1期目の推進委員の方がみんなの前で発表したり、推進委員任せられたけれども全く分からぬ中で場数を踏みながら頑張ってきたという事例発表があつたり、できることから何かを始めている人たちの発表でした。ぜひとも米沢市でもやっていただきたいなど。例えば今回発表あつたeMAFFというのは、皆さん1回は見たかもしれません、米沢市でどういうふうになっているか、それが本格稼働するに当たってどのように活用していくかというのを感じていただきたいなど。米沢市ではタブレットが1月下旬に届いています。本格始動に向けて準備中ですけれども、それを今やっている状態ですので、タブレットでもeMAFFは確認できるはずですので、全員に行き渡るわけではないんですけども、ぜひタブレットを渡された方はフル活用していただきたいというふうに思っています。

あと最後伝えたかったのが、タブレットの勉強会を開いたという事例だったんですけども、推進委員さんが講師となってやっているという内容です。自ら操作して勉強して、それを周りの推進委員さん、委員さんに勉強会を開いていました。今回の畠地化のお話はありましたが、ぜひともそういう勉強会などを開いていただいて意思統一を、それが事務局でなく推進委員や委員

自らさらに盛り上がっていくのかなと思いながら帰ってきました。来年度、予算がつけるように頑張りたいと思いますので、ぜひ皆様も興味を持って行ってみたいとお声がけいただけたらと思います。

長くてすみません、以上になります。

議長 ご苦労さまでした。

大変、慎重審議、長時間にわたりありがとうございました。以上で定例総会を終わります。ありがとうございました。

閉会 午前11時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年3月14日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

江口 益美

議事録署名委員

宮崎 雅文